

決議 16.6 [仮訳]

CITES と生計

第 13 回締約国会議（バンコク、2004 年）で採択された決議 Conf. 8.3（CoP13 で改正）において、CITES 掲載に関する決定の実施にあたり貧困層の生計に対する潜在的影響を考慮に入れるべきであることを締約国が認識したことを想起し、

決定 15.5 において常設委員会に対し、CITES と生計に関する作業部会の作業を継続し、CITES 掲載に関する決定の実施が貧困層の生計に与える良い影響と悪い影響を国内レベルで迅速に評価するためのツールキット、および締約国が悪影響に対処するための自主ガイドラインを完成させるよう要求したことも想起し、

CITES と生計に関する作業部会により、2 点の文書（情報文書 CoP16 Inf. 21）が作成されたことに留意し、

CITES 掲載の決定は農村地域社会 1 の生計問題の唯一の原因でも唯一の解決策でもないが、リオ +20 会議の成果文書「我々が望む未来」の 203 と同様、このような決定の効果的な施行は農村地域社会に持続可能な生計を提供するための戦略の一部を形成しうることを認識し、

貧しい農村地域社会において、一部の CITES 掲載種が経済、社会、文化、儀式の面で重要とみなされる場合があることを認識し、

地域社会、特に伝統的に CITES 掲載種に生計を依存している地域社会の参加により、CITES の施行がより良く達成されることを認識し、

CITES 掲載の施行は、長期的な種の保存を実現し、非持続的で違法な取引を減らすことにより、生計の向上につながる場合があることを認識し、

一部の掲載（特に附属書 I の掲載）の施行により、所得、雇用および食物、資材、医薬品などの資源の利用が制限され、農村地域社会の生計に影響を与える場合があるが、適切な施行戦略が採用された場合は、必ずしもそのような影響を与えるとは限らないことも認識し、

生計の問題およびこの決議は、附属書の改正基準または有害でないという判定の要件とは無関係であることを認識し、

締約国会議は

締約国が生計の問題に対処する場合に、次のことを考慮するよう勧告する。

農村地域社会への権限付与に関して

締約国に対し、次のことを認識しつつ、CITES 掲載の施行に関する効果的な戦略を設計、施行、監視するために、中心的な関係者集団と協働するよう奨励する。

- a) 解決策は各事例および状況により異なる傾向がある。
- b) 注釈で別に指示された場合を除き、CITES 附属書の改正は締約国会議による採択の 90 日後に有効になるが、農村地域社会に対する悪影響を緩和するための適切な解決策の策定にあたっては、関連する政策の変更を実行に移すために、それよりも長い時間がかかる場合がある。
- c) ガイドラインの策定は、特定の影響および成功並びに不成功の経験の増加に伴い続く継続的プロセスであり、従って、戦略の監視および評価は、適切な施行戦略および政策の策定における優先事項である。

- d) 条約および国の法律の規定、規則、政策に合致し、また適切な場合には、その地域社会が持つ伝統的な知識を考慮に入れるべきである。

次のとおり認識する。

- a) 必要に応じ、次のことを含む措置を通じ、農村地域社会への権限付与を奨励する。
 - i) 国内の CITES 関連政策の策定および施行における透明性および農村地域社会の参加を推進すること
 - ii) 特に貧困撲滅の支援など、CITES の施行および関連する取引が農村地域社会に与える便益を最大にすること
 - iii) どのように定義されるかにかかわらず、野生生物の一次利用者の組合を推進すること
 - iv) 適用される国内法または国際法に合致する場合に、農村地域社会の、またはその内部での、CITES 掲載種の資源の保有権および所有権並びに伝統的知識を認識すること
- b) 次のことを確保するために、農村地域社会に関する計画を含め、意識向上と教育により CITES への掲載の施行に対する支持を強化する。
 - i) CITES および関連法規の良い面が理解される。
 - ii) CITES 掲載種が保全され、農村地域社会に対する潜在的な便益が実現される。
 - iii) CITES 掲載種の標本の違法取引を減らし、ま

たは撲滅することを意図した政策および活動を地域社会が支援する。

- c) 一部の掲載の施行は農村地域社会に対して短期的な悪影響を与える場合があるため、必要に応じて、緩和のための戦略を策定する。これには以下のような戦略が含まれる。
- i) CITES 掲載の決定の実施により最も深刻な影響を受ける農村地域社会に対し、短期的な経済的支援を含む援助を提供すること
- ii) CITES 掲載の決定の効果的な実施を促進するために、農村地域社会に対する次のような代替策を推進すること
- A 生態系サービスに対する報酬の支払い、持続可能な観光、エコツーリズムでの雇用、猟区監視官としての雇用などの所得創出手段
- B 観光、狩猟、釣り、採取のための許可もしくはコンセッション、または代替製品の開発

権限を付与するための政策に関して

次のことを促進するために、地元地域、国内、国際的な開発・保全機関の協働パートナーシップを開始または強化するよう締約国に呼びかける。

- a) 野生生物の保全および農村地域社会に対する経済的支援
- b) 各機関の業務と CITES の施行の相補性
- 締約国に対し、CITES の規定に即した証明書と原産

地を示す登録標章の使用について調べるよう呼びかける。

国際金融機関および国際協力機関に対し、締約国が、掲載の施行が農村地域社会に与える影響に対処するために、それを支援する政策および機関を地域、国、地方レベルで設けるにあたっての支援を行うように呼びかける。

生息域内での生産から生息域外での生産への潜在的な移行に関して

次のとおり認識する。

- a) 生息域外での生産は農村地域社会にとって収入の減少につながる場合がある。
- b) 生息域内での生産システムの推進するための肯定的な誘因が、これらの地域社会にとっての利益となる場合がある。
- c) 輸出国と輸入国の協力には次のことを含む場合がある。
- i) 生息域内および生息域外の生産者および取引組合の協働
- ii) 保全および開発プロジェクト
- 締約国に対し、CITES 掲載種に関する人と野生生物の対立を緩和する戦略を採択するよう勧告する。
- 緩和の取り組みにおいて、CITES 掲載種だけでなく、それらを含む生態系全体を考慮に入れることも勧告する。 ■